

令和5年度 北川村監査等実施計画

1. 本年度は、一般会計・特別会計につき、別表の計画に従い監査を行う。
又、出納検査は一般会計・特別会計を毎月一回行う。
2. 監査は、前もって調整した日に行う。
3. 決算審査は、一般会計・特別会計を別に定めて行い、後日、村長に審査意見書を提出する。

(別表) 令和5年度監査等実施計画書

	4月	5月	6月	7月	8月	9月
定期監査 (財政援助団体・出資団体、備品等)					4日間 (総務課・経済建設課・教育委員会関係・産業政策課・住民課・保健センター) 指定管理者・出資団体(2日)	
決算審査 財政健全化法 基金運用状況				4日間	2日間	
例月出納検査	1日	1日	1日	1日	1日	1日
研修会等		安芸郡監査委員協議会総会 高知県監査委員協議会総会・研修会		四国四県町村監査委員合同研修会 高知県市町村議員研修会 安芸郡町村議会議員等研修会		

	10月	11月	12月	1月	2月	3月
定期監査 (財政援助団体・出資団体等)						
例月出納検査	1日	1日	1日	1日	1日	1日
	町村監査委員全国研修会(隔年) 四国地区町村議会議長会研修会 安芸郡監査委員協議会研修会	東部監査事務協議会総会・研修会				